

新潟県条例第45号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第27条の6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧のため派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、復興計画の作成等のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">公安職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表（二）</p> | <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第27条の6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">公安職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表（二）</p> |

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4(第6条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたとき

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(三)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第4(第6条関係)

医療職給料表

イ (略)

ロ 医療職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたとき

| |
|--|
| <p>はこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ハ 医療職給料表 (三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>別表第5 (第6条関係)</p> <p>研究職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>別表第6 (第6条関係)</p> <p>福祉職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>はこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>ハ 医療職給料表 (三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>別表第5 (第6条関係)</p> <p>研究職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p>別表第6 (第6条関係)</p> <p>福祉職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 (1) (略)</p> <p>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> |
|--|

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表(一)</p> | <p>別表第1 (第5条関係)</p> <p>教育職給料表</p> <p>イ 教育職給料表(一)</p> |

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第2(第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.97(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級84号給以上若しくは2級48号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,700円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

ロ 教育職給料表(二)

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級61号給以上であるもの又は職務の級が特2級以上であるもの(再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員にあつては同表に定める給料月額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。)に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

別表第2(第5条関係)

学校栄養職給料表

(略)

備考 (1) (略)

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

| | |
|--|--|
| <p>別表第3（第5条関係） 行政職給料表 （略） 備考（1）（略） （2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> | <p>別表第3（第5条関係） 行政職給料表 （略） 備考（1）（略） （2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p> |
|--|--|

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 （略） 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 2～6 （略）</p> | <p>（給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 （略） 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 2～6 （略）</p> |

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 （略） 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 2～5 （略）</p> | <p>（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 （略） 備考 この表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 2～5 （略）</p> |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第27条の6の改正は、公布の日から施行する。
（平成26年4月1日における号給の調整）
- 2 平成26年4月1日における職員の号給を、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日における昇給その他号給の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める号給とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
（人事委員会への委任）
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。